



国民年金

HAPPY INFORMATION

任意加入制度

老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）を受けるためには、保険料の納付済期間や免除期間等の合計が原則として10年以上必要となります。この要件を満たしていない場合、70歳になるまで国民年金に任意加入し、保険料を納めることができます。

また、満額の老齢基礎年金を受けるためには、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければなりません。保険料の納め忘れなどにより、納付済期間が40年に満たない場合は、65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、受給額を満額に近づけることができます。

繰上げ受給と繰下げ受給

老齢基礎年金は、60歳から65歳になるまでの間に繰り上げて受け取ることができます。ただし、繰上げ受給を請求した月に応じて年金が減額され、減額率は一生変わりません。減額率は「請求月から65歳になる前月までの月数」×0.5%です。

また、66歳以降から繰り下げを受け取ることもできます。この場合、年金は請求した月に応じて増額され、増額率は一生変わりません。増額率は「65歳になった月から受給申し出の前月までの月数」×0.7%です。（70歳以降は、繰り下げしても増額率は上がりません。）

前納による保険料割引制度

国民年金の保険料を前払いすると割引になる「前納」制度には、現金やクレジットカード支払（一年前納・半年前納）、口座振替（早割・二年前納・一年前納・半年前納）があります。保険料額は年度により変動するため、前納できる期間が決まっています。（二年前納・一年前納は4月から、半年前納は4月または10月から）4月からの前納を希望される場合は、2月末日までに年金事務所または市役所へお申し込みください。

問合先

▽本荘年金事務所
24・1111
▽市民課国保年金班
32・3032
（仁賀保庁舎）

新刊情報

市立図書館「こぴあ」 32-4100
象潟分館 43-2229
仁賀保分館 35-4711

ここに紹介した新刊図書は一部です。他にも多くの新刊図書がありますので、お気軽に職員にお尋ねください。各館、各公民館には全刊刊図書リストを置いています。

こ び あ	一 般 書	秀吉の活	木下 昌輝	象 潟 分 館	一 般 書	ホワイトラビット	伊坂幸太郎
		大獄 西郷青嵐賦	葉室 麟			酒が仇と思えども	中島 要
		あいまい生活	深沢 潮			編集ども集まれ！	藤野 千夜
		僕はロボットごしの君に恋をする	山田 悠介			コクヨのシンプル整理術	コ ク ヨ
こ び あ	一 般 書	桃紅一〇五歳好きなものと生きる	篠田 桃紅	象 潟 分 館	一 般 書	はじめての糖質オフスイーツ	ともだかずこ
		そっと無理して、生きてみる	高橋 幸枝			シランカッタの町で	さえぐさひろこ
		【図解】2018年度介護保険の改正 早わかりガイド	井戸 美枝			いきものがっかり超能力図鑑	川嶋 隆義
		その調理、9割の栄養捨ててます！	—			おふくさんのおふくわけ	服部 美法
こ び あ	一 般 書	ネット集客のやさしい教科書。	高田 晃	象 潟 分 館	一 般 書	呉漢 上・下	宮城谷昌光
		短くてもきちんと伝わる手紙・はがき・一筆箋	川崎キヌ子/監修者			冷たい家	JP・ディレイニー
		がちょうのたんじょうび	新美 南吉			100歳の生きじたく	吉沢 久子
		ノラネコぐんだんアイスのくに	工藤ノリコ			働く女性に贈る言葉	佐々木常夫
こ び あ	一 般 書	おかしなめんどり	林 なつこ	象 潟 分 館	一 般 書	ときをためる暮らし	つばきつばきゆういち
		凍てつく海のむこうに	ルー・セベティス			みんな みんな いただきます	バット・ジョー・ミラー
		「あかつき」一番星のなぞにせまれ！	山下 美樹			にちようびは名探偵	杉山 亮
		数え方のえほん	高野 紀子			こども座右の銘 280	ジャスティン・ジョナル

公共施設の 使用料改定と 減免の手続き の見直し

市内公共施設について、類似施設や地域間で不均衡が生じていた使用料を統一改定し、今年4月から新たな使用料となります。

新使用料は、市のホームページでご確認いただくか、各施設に直接お問い合わせください。

また、使用料の改定に伴い、減額・免除の取り扱いについても本ページのとおり見直しをしています。

施設を管理する課または
総務部総務課総務行政改革班
43-7507

減額・免除対象

減額・免除は、公益、地域振興、社会教育、生涯学習、スポーツ振興、まちづくり等に関する活動を行う団体を基準とし、台帳に登録された団体が対象となります。

◆区分

- ①免除団体
- ②減額団体（5割減額）
- ※週2回まで免除

減免団体に
なるためには、
手続きが
必要だっぺん



団体登録手続き

減免団体として認定・登録を受けるには、自主的な運営を行う各種団体等が、登録を申請する必要があります。

市が申請を受けて、審査の結果認定した団体を台帳に登録し、減免対象団体とします。

※減額・免除基準に明らかに該当する団体（●●自治会、●●スポーツなど）や、芸術文化協会、体育協会に現に加盟する団体は申請不要です。

申請が必要な団体

認定は、次のすべての要件を満たす場合となります。なお、団体の活動が構成員の親睦や趣味・教養等に限られるものや政治活動、宗教活動、営利事業を目的とする団体は、認定・登録されません。

要件は、
次のとおりっぺん



- ①団体構成員数が概ね5人以上で、かつ、半数以上が市内に在住、在勤又は在学者であり、責任者として成人者を含んでいること
- ②団体の活動目的等を会則又は規約等で定めていること
- ③団体の活動場所、及び事務所等が主として市内にあること
- ④社会教育の振興、福祉活動の増進、まちづくり活動等に寄与すると認められる団体であること
- ⑤一般市民の新規加入を受け付けていること

申請書の提出等

- 必要書類・添付資料
- ・使用料減額・免除団体申請書
- ・会則又は規約等
- ・役員名簿及び会員名簿（連合体の場合は構成団体名簿）
- ・当該年度の事業又は活動に関する資料（総会資料等）
- 提出先
- 施設を管理する課
- 提出期限
- 平成30年度分は、3月20日まで
- ※その後も随時受け付けます。
- 有効期間
- 登録を許可した日から、当該年度の末日までとします。（原則1カ年）
- ・3月20日までの受付分は、「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」
- ・3月21日以降の受付分は、「登録許可日から平成31年3月31日まで」

減額・免除の登録申請に関するしおり、申請書等は、施設を管理する各課に備え付けています。また、市のホームページで確認ダウンロードできます。